

市に寄せられた自治会活動に関する相談、事例等の紹介

<目 次>

1. 個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 自治会以外の住民への負担金・・・・・・・・ P 1
3. 自治会加入の強制・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
4. 自治会長の言動・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
5. 自治会の退会拒否・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
6. 清掃不参加時の協力金・・・・・・・・・・・・ P 3
7. 神社の運営に係る自治会費の支出・・・・ P 4
8. 自治会による土地建物の所有・・・・・・・・ P 4
9. 防犯灯による光害・・・・・・・・・・・・・・ P 5
10. 自治会内での誹謗中傷・・・・・・・・・・・・ P 5

掲載している事例は、自治会に関することで市役所に寄せられた相談等の概要をまとめたものです。

自治会の運営にあたっては、会員や住民の方々の意見に耳を傾けることも大事なことです。今回ご紹介するものは一部の事例ではありますが、今後の自治会活動の参考としていただければ幸いです。

1. 個人情報保護	
相談内容	自治会から班内の連絡用として携帯電話の番号を教えるように言われ、教えたところ、自治会の総会資料の中に、自主防災組織の組織図が添付されており、相談者の携帯番号が無断で記載されていたので、市から総会資料を回収するよう指導して欲しい。
対応内容	(相談者へ) - 班内での連絡用であることを約束していたものであれば、約束と違う利用をしていることになるので、自治会に是正を依頼する旨を回答。 (自治会長へ) - 約束と違う取り扱いをしてしまったのであれば、対応していただくよう依頼（役員と相談の上、総会資料は全て回収）。
市の考え方	平成 29 年 5 月の個人情報保護法の改正により、これまで法の対象ではなかった自治会員の個人情報も適用対象となりました。会員の個人情報を取得する際に、本人に対して利用目的を明確に伝えると共に、個人情報の管理には、情報漏洩防止のため、盗難、紛失がないよう注意が必要です。また、本人に明示した当初の目的以外に利用することが無いよう慎重に取り扱うことが必要です。 《参考》個人情報保護法相談ダイヤル：03-6457-9849

2. 自治会員以外の住民への負担金	
相談内容	- 自治会に入っていないが、ゴミ集積所の管理費用や防犯灯の費用などを支払えといわれる。 - 以前、忙しくて自治会の行事になかなか参加できなくて脱退した。 - 防犯灯などにお金がかかっていることは理解できるが、自治会に入っていない人まで払わないといけないのか。
対応内容	(相談者へ) 強制的に支払わなければいけないということはないが、自治会としては協力してもらいたいという趣旨だと思われるので、自治会長等と話し合ってほしい。
市の考え方	- 自治会員に対して、負担をお願いする場合は会則などで決まっているという説明ができますが、自治会に入っていない人に対して負担をお願いする場合は、十分な説明が必要です。 - 清掃や防犯灯など、自治会以外の住民にも恩恵がある場合には、その内容を説明し、自治会に加入してもらうきっかけにすることも重要です。

3. 自治会加入の強制

相談内容	- 自治会が作成している自治会加入を勧誘するチラシに、自治会加入を強要するような内容が記載されている。 - 見る人によっては必ず加入しないといけないと思わせるような内容であるため、市から指導して欲しい。
対応内容	(相談者へ) - 自治会の加入は強制ではないものの、地域の“きずな”を深めるためにも、市も自治会加入を促進しているところですが、内容について不快な思いをされたということであれば、自治会長に報告する旨を回答。 (自治会長へ) - 相談内容を報告したところ、あくまでも自主的な加入をお願いしているとのこと。
市の考え方	自治会独自に自治会の勧誘チラシを作成するなど、自治会加入促進に熱心に取り組んでいただいている事例で、配布されたチラシの内容は、そこまで強要するようなものではないと感じられましたが、個人の捉え方によっては、自治会加入を強要していると思われるかもしれませんので、チラシ等の作成にあたっては十分な配慮が必要です。

4. 自治会長の言動

相談内容	- 自治会に本人の都合で加入しなかったところ、自治会に加入するよう高圧的な言い方をされた。 - 自治会に加入しないといけないという気持ちはあるが、現状では加入することが難しいのでどうしたらいいか。
対応内容	(相談者へ) - 自治会は強制加入ではないが、市としても「きずな社会づくり条例」に基づき、自治会加入を促進していることを説明。 - 自治会長の言動は行き過ぎている面もあるが、再度、自治会長と話し合うよう依頼したところ、相談者は自治会長へ自治会に加入できない理由等を再度説明するとのことだった。
市の考え方	自治会活動を負担に感じて加入されない方に対して、強制的に感じられるような対応をとってしまうと、さらに加入したくないという気持ちが強くなり、地域との結びつきを希薄化させてしまう場合がありますので、丁寧な対応で、自治会加入の必要性を感じていただくような勧誘を行う必要があります。

5. 自治会の退会拒否

相談内容	・相談者の母親が入会している自治会内で色々と嫌がらせを受けており、何度か自治会を退会することを申し出たが退会させてもらえない。 ・当該自治会の会長は、世帯数が少ないことや、世帯数が減ると市の補助金が貰えなくなることを理由に退会を拒否している。 ・仮に退会した場合、近所と関係が悪くならないか心配である。
対応内容	(相談者へ) ・自治会の果たす役割や重要性を伝えるとともに、自治会の入会、退会は個人の意思が尊重されるべきである旨を回答。 ・自治会連合会を紹介し、同じ地域の班長や役員などに相談に乗ってもらうことを提案。
市の考え方	・自治会加入率が低下しつつある中、退会されようとする会員を引き止めることも必要ですが、自治会内のトラブルが原因で退会しようとしているケースなので退会を断るだけでなく、トラブルの解決に向けた対応や改善を図るための取り組みなども重要です。

6. 清掃不参加時の協力金

相談内容	・市民一斉清掃の日に、1世帯から必ず1人は参加し、参加できない世帯は2,000円を課すと班長から言われた。 ・不参加世帯には理由を問わず協力金としてお金を徴収するとも言われ、納得がいかない。 ・清掃不参加時の協力金について市の見解を聞きたい。
対応内容	(相談者へ) ・自治会における、清掃不参加時の協力金制度などについては自治会員の総意で決めることである旨を回答。 ・理由を問わずお金を徴収されるということについては、好ましいものではないと考えるが、自治会の総意で決められたルールであれば市としては是正を求めることはできない旨を回答。
市の考え方	・やむを得ない理由で参加できない会員も協力金の対象とすることについては、自治会への不信感を抱かせ、自治会活動への意欲を失わせる可能性もあります。 ・この制度は、自治会活動に対する不公平感を解消するための手法の一つではありますが、その取り扱いについては、処罰的なものと誤解を与えることがないように、趣旨を説明するとともに、金額の設定を含め、会員の意見を踏まえた十分な検討が必要です。

7. 神社の運営に係る自治会費の支出

相談内容	- 自治会の予算から自治会区域内にある神社の役職員の報酬が支払われている。 - 自治会の運営費から神社の運営に関する費用が支出されたり、役員がお札などを売りさばくのはおかしいと考えるので市から指導してほしい。
対応内容	(相談者へ) - 神社関係の費用が自治会員の総意として支出されていないのであれば、自治会に改善してもらうよう依頼する旨を回答。 (自治会長へ) - 神社関係の費用を自治会費に含めて徴収することを、役員にも十分周知を図るとともに何らかの配慮をするよう依頼した。 - 会員の理解が得られない場合は、会費は別々に徴収するなどの検討を行うよう依頼。
市の考え方	地域住民が長年にわたり奉ってきた神社などの維持管理等の経費を、地域住民（自治会員）の了承のもとに行われている自治会もあるかと思いますが、会員の意見を踏まえながら対応すべき課題だと思われます。

8. 自治会による土地建物の所有

相談内容	- 自治会住民が共同所有している土地や建物を自治会管理としている。 - 所有者の1人が死去して、息子さんらに相続されるようであるが、自治会として何か対応しないといけないのか。
対応内容	(相談者へ) - 相続された方に対して、すぐに何かしないといけないということはないが、相続された方に対して、自治会が共同管理している経緯を説明し、引き続き使用させてもらうことの理解を得るよう回答した。 - 相続された方と土地の処分のことなどでもめるようなことがあれば、法的な相談窓口で話し合いをするしかない。
市の考え方	- 自治会保有の駐車場、建物などを近隣の自治会員から借りたり、共同所有となっている場合、相続で問題が起きる可能性があります。 - 自治会を認可地縁団体として登録し、土地や建物等を法人登記とすることで解決することもあります。 - 認可地縁団体については地域コミュニティ課にご相談ください。

9. 防犯灯による光害	
相談内容	・自宅前の防犯灯の光が、部屋に入ってきて困っている。 ・夜明るすぎて眠れないので、どうにかして欲しい。
対応内容	(相談者へ) ・防犯灯は自治会が地域防犯活動の一環として設置、管理しているもので、自治会長に相談していただくよう回答。 (未加入であるため、市から自治会長へ連絡するよう依頼) (自治会長へ) ・職員から自治会長に連絡し、自治会長が現地を確認のうえ、防犯灯の向きを変更。
市の考え方	・自治会員に限らず、地域全体の安全のために役に立っている防犯灯ですが、設置の位置や向きによって、このような相談があることもありますので、設置にあたっては近隣住民への配慮も必要です。

10. 自治会内での誹謗中傷	
相談内容	・数名の自治会員が、相談者が窃盗をしているなどの誹謗中傷を繰り返し、他の会員もその誹謗中傷を真に受けて困っている。 (一部の会員は時間が経つにつれ誤解も解けている) ・何かしらの法的措置も考えているが、どのように対処すればいいか教えて欲しい。
対応内容	(相談者へ) ・誹謗中傷の影響で、他の会員との会話が無くなっているようであったので、積極的に会員と関わり、相談者の事を信用してくれる会員を増やすことも解決方法の一つである旨を助言。 ・相談者の家族は法的手段までは考えていないようであったため、法的措置については家族内で十分に話し合ってください旨を回答。
市の考え方	・周りの方に相談することを遠慮し、本人だけで抱え込んでしまっていることもありますが、会員同士の融和が図られるよう、気配りしていただくことも重要です。